

## 図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第8回） における主な意見

### ＜「図書館が拓く未来の学びと地域社会」報告書骨子案に関する意見交換＞

#### 1. 生涯にわたる学びを支える図書館・学校図書館の機能及び役割

##### (1) 図書館・学校図書館を巡る現状と課題

- (1) に読書を取り巻く現状と課題として、特に配慮の必要な人たちへの読書推進とともに、根本の課題として見受けられる全世代の不読率の高さにも目を向け、読書への関心を一層高めることの重要性や、図書館における資料貸出数の鈍化等の現状を述べる必要がある。加えて、不読率の高さを解消すべき理由として、読書の有効性や有益性等を述べ、それらの理由の周知が求められることも報告書本文に記載すると良い。

##### (2) 今後求められる機能と役割

- 「(2) 今後求められる機能と役割」として、ただ1つの方向性であると示すのではなく、様々な機能と役割のうちの1つがこれらであると示す方が良いのではないか。

##### 【図書館】

- 政策文書の中で、集うという機能について着目して明文化したのは今回が初めてではないかと思われる。今後の図書館活動に影響が出るため、慎重に考えて記す方が良い。
- 様々な情報を収集し、評価し、判断するという基本的な情報収集活用能力の習得は、全ての人にとって喫緊の課題であろうと考える。このような社会の中で、図書館が確かな情報を提供することで全ての人に貢献できる可能性があることを報告書で述べてはどうか。
- 単なる「居心地の良い場」ではなく、他の設備施設では代替できない図書館特有の機能と結び付けた場を示すと良いのではないか。

##### 【学校図書館】

- 学校の中心に学校図書館を位置づけるという視点は非常に重要であるが、学校の中心に位置づけるのは施設・設備のみならず、教育課程の展開に寄与していくための中心的存在となる必要がある。学習指導要領の中により明確に学校図書館の機能の活用も位置づけることが重要ではないか。
- 学校図書館の機能と役割として掲げた「学びの深化を担う学校の『中心』へ」について、学習指導要領における学校図書館の位置づけをするとともに、その記述を補強する必要があるのではないか。新たな子供たちの学びのためにはそれが必要なのだという議論を展開することが求められる。
- 教育課程における学校図書館の位置づけとして、主体的・対話的で深い学びという概

念は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実という概念より上の概念である。よって、これらを並列して記載するのではなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実と、探究的な学びを並列して記載してはどうか。

- 学習指導要領の中でも、情報技術の活用は喫緊の課題であり、大きく取り上げている。情報技術の活用能力の育成については、これまで国語を中心に指導し、図書館もその学習に大きく貢献してきたが、国語や社会を中心に指導し、図書館も支援した「情報活用能力」と重複する内容もあり、それぞれを整理し、学習指導要領に記していく必要がある。その上で、学校図書館での対応の変化を検討する必要がある。
- 日常の中で普通学級の児童生徒も、読めないのでなくて読もうとしない子供がとても増えてきている印象を受ける。読もうとしない子供は、学びに向かう力がとても弱いと考えられ、学習に向かえない実態を目にすることがある。そのため、読書の定義を加えた上で、読書に関する重要性や、図書館が学びの入り口になること、主体的に読むことが読書や情報活用の土台になることも報告書内に含めてはどうか。

## 2. 全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策

### (1) ユニバーサル・アクセスの実現に向けて

#### 1) ICT・デジタル化への対応

- 「1) ICT・デジタル化への対応」について、インターネット利用が可能な環境として図書館が有力な施設の一つであるため、「望ましい基準」へより強調した文言へ更新すると良いのではないか。
- デジタル読書の環境整備について、学校と連携している図書館は小学校や中学校が多く、対して高等学校の例は極めて少ない。高等学校と都道府県立図書館が連携することも明示し、対応すべきではないか。
- 「1) ICT・デジタル化への対応」の中で、学校図書館に関するICT化・デジタル化への対応についてさらに言及する必要がある。
- 電子図書館サービスの導入は、距離や時間の制約を超える利点があるが、例えば認知特性に応じたアクセシビリティ対応が不十分な場合、逆に排除を生むおそれがある。そのような場合に備え、十分な配慮が必要である。
- 「望ましい基準」や「学校図書館ガイドライン」に「情報活用能力」という語が使われている。対して、学習指導要領の総則では、情報活用能力が情報手段を活用と言及している。本来は同じであるはずの「情報活用能力」と「情報リテラシー」について整理が必要ではないか。
- 電子図書館と電子書籍とは違う概念であり、それぞれの定義や例示を併せて記述する必要があるのではないか。
- 「電子書籍等の選書等における情報資源マネジメントポリシー等整備」とは図書資料の内容や特性に合わせてベストミックスを検討するという趣旨であれば、その内容を明確に記述する必要がある。現状の記載のままでは、その内容が読み取りにくい。

- 電子書籍・電子図書館サービスの広域連携については、その実施に向けて複雑な事情があると推察する。公立図書館の導入に合わせて域内の公立学校でも導入するケースがあるが、私立の学校を含めるのか、また、市町村内に規模の大きな図書館がないとサービスを導入できない等の課題も見受けられる。

## 2) 読書バリアフリーの推進

- 読書バリアフリーの対象者と法律でいう対象者にずれが生じてしまうのではないかというところが若干気になる。インクルーシブな図書館サービスのような概念を、ここで示していくことも1つの考え方である。

## 3) ユニバーサル・アクセスの実現に向けた方策

- ユニバーサル・アクセスの資料や設備が利用されていることについて明示的に評価指標として実現している例は極めて少ないが、極めて重要である。ユニバーサル・アクセスに関して、積極的に評価の視点として組み込まれるよう明記すべきである。
- 特別支援学校以外の学校でも特別支援学級があり、特別な支援を必要とする子供がいることにも目を向け、その子供の情報活用能力を育成する環境や、学校司書、司書教諭がサポートする観点を入れてはどうか。
- 各地方公共団体が自立して図書館を設置することが、連携より先に重要ではないか。図書館設置を働きかける内容を報告書に含めてはどうか。

## (2) 対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進

### 2) 都道府県立図書館と市町村立図書館及び学校図書館との連携推進

- 都道府県立図書館の役割は、リーダーシップを持って、図書館界をリードしていくことであると報告書に記載できると、全国の都道府県立図書館にとっても励みになるのではないか。

### 4) 文字・活字文化を共に支えるために

- 「4) 文字・活字文化を共に支えるために：地域の書店との連携による読書推進」において、記載されている内容が書店と図書館における課題や方策を中心に記載されているが、見出しに合わせて、「読書推進のために読者を共に育てる」ことを冒頭に述べる構成に変更すべきである。読者を育てるために、書店と図書館が連携するということが目的とすべきではないか。
- 鳥取方式については、地域の規模や特性に合わせた事例の可能性があるため、この取組が他の地域まで広がるかは検討する必要がある。
- 図書館と地域の書店との連携について、第一に「読者の育成」があるが、その上で今回の骨子案で示した書店の課題や今後の方向性も報告書に記述していただきたい。

### 5) 地域における読書推進人材との連携・協働

- 「読書推進人材との連携・協働」において、現在記されているニーズ把握の先として図書館・学校図書館があるが、その他に書店を追加していただきたい。書店における

読書推進人材の活用ニーズもあり得ることに加え、読書推進人材が書店と図書館・学校図書館をつなぐ役割を担うこともあると考えられる。

### (3) 図書館・学校図書館を支える人材の育成・配置の充実

#### 1) 図書館・学校図書館を支える人材を取り巻く現状と課題

- 司書・学校司書の非正規雇用や人員不足は深刻である。特別支援学校では障害特性に応じた専門的支援が必要不可欠であり、単なる司書配置では不十分だと考える。ICT支援員や福祉に関するスタッフとの連携が求められる。その連携等のために十分な予算を確保できるよう、また、その際に自治体間の格差が広がらないよう配慮する必要がある。

#### 2) 図書館・学校図書館の未来を担う人材基盤の強化に向けて

##### **【図書館】**

- 図書館職員による社会教育士の称号取得や社会教育士の活用等について、まずは社会教育士について図書館界へ周知し、社会教育士が今後図書館にどのようなアプローチができるかを双方で対話し、議論を深めていくことが重要ではないか。そのための契機となるような文言を報告書内に記載したい。
- 人材育成の基盤として司書の自己研さんの推進は非常に重要である。この点において、「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」（平成8年生涯学習審議会社会教育分科審議会報告）に端を発して発足した「日本図書館協会認定司書」制度などを活用し、自己研さんの取組を推進することも報告書に記載できると良い。
- 司書等の研修について、現在も都道府県等で実施しているが、対面参加・オンライン参加という実施方法以外に、研修内容の構成に更新が見られないこともある。受講機会の確保に加え、研修の企画についても見直しが必要であることを報告書に含めていただきたい。

##### **【学校図書館】**

- 司書教諭の「11学級以下の学校への配置」について、11という数字を見直すべきではないか。「11学級以下」を示した政令公布当時と現在を比較して、児童生徒数や学級数の減少があることから、学級数にかかわらず全校に発令か、せめて政令公布当時と同じ算出方法に基づいた学級数以上に発令を求めたい。
- 司書養成課程科目等の見直しの他、司書教諭の養成科目の見直しも追加されたい。教職課程の履修に司書教諭養成科目も受講することや、教職課程科目との相互履修や相互認定も将来的に検討が必要である。
- 「館長、司書教諭、学校司書の役割の明確化」と骨子案にあるが、この点はぜひお願いしたい。その明確化だけではなく、それらの役割を周知する方策も考えていただきたい。周知の方策として、例えば手引書を作成し、司書教諭自身や教育関係者に周知するということが考えられる。その際、ICT活用能力の教育担当者と協働することも

含めていただきたい。

- 教育委員会や都道府県等において、教職員の研修計画の策定及び実施が義務づけられているが、その研修計画の中に司書教諭の役割や学校図書館の活用、情報活用能力の育成等の内容を含めることが必要ではないか。
- 学校教育における情報技術の活用に関する取組が本格化し、その中で学校図書館、あるいはメディアの専門家としての司書教諭は、情報技術の活用の何を担うかを明確化させ、再定義する必要があると考えられる。
- 電子書籍・電子図書館サービスの利用について、学校利用では「始業前の一斉読書」（朝読）が最も多いが、授業での一斉利用については、著作権法に関する懸念によりなかなか利用が進まない現状がある。ベンダーとの契約を確認しながら利用できる可能性があることを研修等で周知し、今後の授業利用推進、教育課程への寄与につなげる必要がある。

### 3. 図書館・学校図書館にかかる制度・基準の見直し

#### (1) 国において今後求められる対応

- 「(1) 国において今後求められる対応」として、法令改正や基準等の改定の検討が挙がっているが、それらの検討に当たっては、本会議の部分的な議論のみで検討するのではなく、法令等を全体的に議論する機会を別途設けた上で検討を進める方が良い。
- 居場所としての学校図書館となるように、日常的に開館を維持できるよう、司書教諭と学校司書の必置を法令に示すことが必要である。次年度以降にワーキンググループ等を別途設け、法令改正等を検討していただきたい。
- 「学校図書館ガイドライン」及び「学校図書館図書標準」の見直しの際、障害者差別解消法や合理的配慮の観点を十分に反映する必要がある。
- 電子図書館サービス等を広域連携で実施することは必要ではあるが、実現に当たっては各地方公共団体の負担となる。この負担軽減のために、国から何らかの担保が必要である。
- 「国において今後求められる対応」として、財源措置を講ずることを含めていただきたい。
- 「(1) 国において今後求められる対応」として、「学校図書館図書標準」に高等学校を含めてはどうか。不読率の高さを言及すると、高等学校の高さを特に指摘される。昨今の高等学校進学率の高さに加え、不読率の高さを解消のためにも、「学校図書館図書標準」を設けることが解決の糸口になるのではないか。

#### (2) 地方公共団体において今後求められる対応

- 電子書籍サービスの契約は極めて寡占的であり、競争性が低い。契約モデルの中で、自治体や図書館関係者は、サービス提供会社と積極的に交渉したり、利用に際してのビジョンを持つ必要があり、その必要性が増していることを自覚していただく必要が

ある。

- 地方公共団体において今後求められる対応として、研修の実施方法については、都道府県立図書館を中心とした広域連携で研修を共同開催したり、研修内容を基礎、応用、実践の3段階に分けて司書・学校司書、管理職向けにカスタマイズしたりすることが有効ではないか。
- 地方公共団体において今後求められる担保策として、研修修了書や資格取得を昇任要件に反映させるなど、研修効果を図書館協議会指標に連動させて改善を図るなどの方策が考えられる。また、国や都道府県の優良事例を共有し、研修プログラムを標準化することも必要ではないか。
- 「(2) 地方公共団体に今後求められる対応」について、図書館評価に関する記述を入れていただきたい。第三者評価機関として図書館協議会を設置し、その機能を発揮することで、図書館評価を適切に行い、運営改善の措置につながると考えられ、地方公共団体にこの対応が求められる。

#### その他

- 学習指導要領は各教科等の内容は必須であり、法的拘束力を持つが、各学校で校長を中心に教育課程を創造的に闊達につくっていただく際の国レベルでの大綱的基準である。この大綱的基準を基に各地域、各学校の状況、あるいは教師の意図に基づいて教育課程を編成していただくものである。

以上